

「研修が取りにくい」「年休でいいか？！」と思っている皆さんへ！

THE PRACTICAL ECONOMIST

◆「教師の研修権」の法的根柢◆

- 「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」
(教育公務員特例法 19条①)
 - 「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」
(教育公務員特例法 20条①)
 - 「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」
(教育公務員特例法 20条②)

こま、各種場で「虐待研修はダメ」「報告書・計画書の提出強制」等の動きが強まつてねり、「研修がとれなくなつた」「年休でいじか」など、声が多く聞かれます。「地域住民への説明責任」「先生方を守るために」等の言葉で、報告書の提出を強要したり、長期休業中の出勤日を大幅に増やしたりする学校が相次いでいます。

【出勤日付の強制化】

しかし、自治研修は取れるし、報告書提出を義務付ける法的根拠は何もありません。堂々ど、しっかりと研修をとりて、教師としての力量を大いに高めましょう。

長期休業中に「研修」を、
日々とじつかりとつて、
教師としての力量を高めましょー！

さじ大本市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(摘要組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
[saisikyouso@mx2.
st.tiki.ne.jp](mailto:saisikyouso@mx2.st.tiki.ne.jp)

2002. 6. 27(木)



「完全学校五日制の実施に伴う公立学校の教職員の勤務時間の取り扱い等について」という通知の中では、研修については、「給与上も有給の扱いとされており、「事前の研修計画書や研修後の報告書の提出等により、内容の把握・確認を徹底すること」としています。これを受け、さらに県教委は、三月二十日付けで再び「通知」を出し、「住民監査請求が出され、勤務場所を離れて行う研修が適正に行われていなかった場合には、給与返還を求められることが予想される」として、

在り方や内容が、保護者や県民の理解を得られるものでなければ」ならないとして、研修終了後、校長は、「文書をもって報告させること」、承認にあたつては承認願い以外に「必要と判断される資料の提出を求める」とができる」としました。

大空のうど立脚點
木製ひごれ「駒形」上
木造ひごれ「駒形」下
木造ひごれ「駒形」中
木造ひごれ「駒形」下
木造ひごれ「駒形」中
木造ひごれ「駒形」上

数学の基本を
全く理解して
問題に立ち

A black and white illustration of a teacher with short hair, wearing a dark top. The teacher is holding a rectangular card with a large letter 'A' at the top and the word 'apple' written below it in a cursive font.

皆さん、そう思いませんか。一番肝心なのは、校長さんは一人ひとりの教員の実情に応じた研修をしつかり取らせ、教師としての見識と力量・指導力を高めさせることになります。

ପାଦମ୍ବରି କରିବ
ତଥା ଅନ୍ତରେ କରିବ
ଏହାରୁ କରିବ
ଏହାରୁ କରିବ

「アーリー」の頭部
は、アーリーの頭部

大事なことは、研修を通じて力量を高める
こと。校長さん、報告書（計画書）にばかり
目がいつてませんか。文書になじまない研修
だつていっぱいあります。もっと柔軟に考
えて対応して下さい。県教委も報告書提出を義
務付ける法令根拠はなし、と言つてゐるので
す。

「言葉」——「言ふ」は「書く」の意で、書く事の事である。書く事の事の事である。書く事の事の事である。

「世間の目があるから」「住民の理解が得られるものに」などの理由で、夏季休業中にとにかく教師を出勤させるなどナンセンスです。また、クーラーもなく暑い学校に、豊富な資料もない学校に来て、どれだけ充実した研修ができるというのか。二学期が始まれば毎日学校には来ます。長期休業中こそ、学校を離れて、いろいろな場所で、課業日には行けない場所で、大いに研修することこそ、大事なのではないでしょうか。

「この監闈、先生は監闈に来られたるに
いやゐのめ。やつてこの監せゆうしきを
やつてはならぬ事があつて来られた
なこので。例えは高校の先生が来られ
て詔をしてくるとかね。君たちは君たれ
てやめる事はしなで。先生は先生のす
べき事を精一杯しめあから」と詔えてき
ました。そして、当初は「遅れて監闈の
監闈に来たけど、みんなよくやつてくれば
てさて本当に助からぬした」とこつゝり
じつうねりに詔勅をして下わせました。

清獻公集

家藏書



晉輔先生の